

小平市コミュニティタクシーの定員超過時の体制について

1 現状

コミュニティタクシー（栄町ルート）では、予備車出動が平成 26 年度は 73 回、平成 27 年 4 月から 6 月では既に 27 回となっている。現在、定員超過の際には、営業所からワンボックス車両の予備車が駆けつけているが、予備車が停留所到着時にはお客さまがいない（歩いて移動）ということや、定員超過になった際に、好意的なお客さまが降りられる、または乗らないということもあり、定員超過時の体制について課題となっている。

定員 11 人未満の車両で乗合サービスを行うことは地域公共交通会議合意事項であるが、生活の足として利用してもらうためには、利用状況を鑑み、定員超過時の体制を再検討する必要があると考える。

2 定員超過時の体制について（関東運輸局 東京運輸支局確認事項）

関東運輸局東京運輸支局に確認したところ、定員超過した際には、登録している予備車で対応することとなる。乗合と同じ営業所の車両であれば、乗用セダン型タクシーを併用で予備車と位置づけることは可能である。その場合、事業計画に営業所の車両のうち、車両を特定し、何台か併用車に位置付けるようになる。その際には、事業計画変更認可申請書（変更届出書）及び移動円滑化基準適用除外認定申請書の提出が必要であり、その認可及び認定がおりたら運行は可能とのことである。

ただし、乗用セダン型タクシーを併用とした場合には、運行管理が適切にできるかどうかという課題が生じてくる。

登録した予備車でも、乗りこぼしが出てしまう場合には、登録していない乗用セダン型タクシーを流用することとなる。

また、定員超過が常態化しているようなら、基本的には乗合事業専用車の増車もしくは車両の大型化、運行計画の見直しを検討するようにとのことである。

3 今後の定員超過時の体制について（素案）

現在、栄町の予備車出動は、週 2 回程度であり、常態化しているとまでは言えないため、乗合事業専用車両の増車までは必要ないと考える。

そこで、乗用事業所属のセダン型タクシーを乗合事業と併用することで、予備車を増車したいと考えている。

出動の仕方としては、定員超過が生じた際に、予備車に位置づけている車両のうち、一番近くにいる車両を出動させることとしたい。

乗用セダン型タクシーを併用とした場合、何台予備車に位置づけるか、運行管理が適切にできるかどうかということについては、再度、関東運輸局東京運輸支局、運行会社とつめていく必要がある。

この案について、委員の方々から意見をいただき、次回の小平市地域公共交通会議に、再度、案を提出いたしたい。